

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十八年三月十四日

提出者

榎	丸	藤	北	岸	喜	岩	南	嘉	岩	須	島	木	重	白	黒	長
本	若	田	島	本	多	佐	恒	博	正	見	田	下	清	木	崎	尾
祐	祐	元	勝	泰	宏	義	弘	生	之	史	仁	人	功	佳	春	哲
二	二	治	也	治	思	弘	生	之	史	仁	人	功	佳	春	章	見
孝	孝	治	也	治	思	弘	生	之	史	仁	人	功	佳	春	章	見
杉	木	西	岡	井	川	寺	元	来	中	岡	原	山	眞	庄	高	古
本	南	沢	本	川	端	井	木	代	山	田	井	西	貝	野	井	川
直	征	貴	富	龍	正	正	章	正	俊	理	敬	国	浩	昌	美	広
樹	美	朗	治	二	義	邇	生	文	雄	絵	敬	朗	司	彦	穂	志

徳島県議会議長

川端

正義殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年
徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・
五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一
日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適
用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関
する条例の規定に基づいて平成二十七年十二月一日からこの条例の施行の日の前日まで
の間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末
手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたこと等に鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当につ
いても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。